

# 受託単価規程

一般社団法人ツナグミライ

## 第1条(目的)

この規程は、弊社が外部から受託し、又は請け負う業務(以下「受託等事業」という)の実施に必要な人件費の精算に適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条(総則)

1. 受託等事業の実施に必要な人件費の精算は、この規程に定めるところにより計算する。
2. 受託等事業の契約額は、この規程に基づき見積もる額による。ただし、当該受託等事業を委託又は発注する者の事情により、この規程に基づき見積もる額で契約を締結することができない場合は、委託又は発注する者と当社との間で協議することとする。

## 第3条(人件費)

1. 人件費は、当該受託等事業に従事する役員及び従業員(以下「従業員等」という。)の受託単価による。
  2. 受託単価は、表1の金額を用いる。
  3. 人件費の額は、当該受託等事業に従事する業務時間に受託単価を乗じて得た額とする。
- 付則 この規程は 2025年 4月 1 日から施行する。

表1

(円/時間)

|        | 令和7年度      |
|--------|------------|
| 代表理事   | 4,000円(税抜) |
| 理事     | 3,200円(税抜) |
| 課長級    | 2,400円(税抜) |
| アシスタント | 2,400円(税抜) |